

「羽村にぎわい商品券第10弾」の発行に伴う

取扱い加盟店の募集について

2億2千万円が市内に流通

羽村市商工会
会長 増田 一 仁
にぎわい商品券発行事業運営委員会
委員長 池田 恒 雄

羽村市商工会では、羽村市と一体となって、羽村市内における商店、事業所の売上向上や地域経済・企業等の活性化を図るため、10%プレミアム付き商品券を発行します。

多くの事業所が加盟店登録されますようお願いいたします。

にぎわい商品券第10弾の概要

商品券名称：羽村にぎわい商品券第10弾

発行総額：2億2千万円（2万冊）

商品券：1冊 11,000円分（500円×22枚綴り）を10,000円にて販売

【 A券（全加盟店用）10枚とB券（大型スーパー以外の加盟店用）12枚で1冊 】

購入限度 一人 3万円（3冊）

販売開始：平成30年 2月 18日（日）（午前10時予定）

有効期間：発売日から平成30年7月31日（火）まで

つり銭：利用者の利便性を重視し、出していただくことで統一します

商品券取扱い加盟店募集内容 商品券の取扱いを希望する商店、事業所を募集します。

羽村にぎわい商品券第9弾加盟店の皆様は、新規にお申し込みをいただくことなく、羽村にぎわい商品券第10弾の加盟店として登録させていただきます。

（羽村にぎわい商品券第9弾加盟店の皆様には別途登録状況確認を送付させて頂いております。

登録を辞退される場合・登録内容に修正がある場合にはお知らせください）

(1) 申込資格

- ・羽村市内にて事業（商店等）を営んでいる方

(2) 新規登録方法

「取扱い加盟店登録申込書」にご記入の上、商工会へFAX、郵送、または直接窓口までご提出ください。申込書は、ホームページ（<http://www.hamura-sci.jp/>）からダウンロードできます。

(3) 登録申込期限（取扱い加盟店としてチラシに掲載されます）

平成29年12月15日（金）必着

※事務都合上、お早目にご登録頂けると大変助かります。

(4) 換金手数料 **今回から換金手数料を1%頂戴致します**

（例）1万円分の商品券換金で100円の換金手数料

※「取扱い手引き」「商品券見本」「登録証」「換金依頼書」「取扱い加盟店ポスター」などは、2月に送付させていただく予定です。

※ 多くの商店、事業所の方々のご登録により、商品券の利便性が向上し、消費者・取扱い加盟店双方にメリットが生まれます。積極的にご登録いただきますようご案内いたします。

ご不明な点は、商工会までご遠慮なくお問い合わせください。（Tel 555-6211）